

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第7号

大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則

大和市生涯学習センター条例施行規則（昭和44年大和市教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及び調理実習室」を「、調理実習室及びアリーナ」に改める。

第5条第1項中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

第18条（見出しを含む。）中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

別表第1中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第7条関係）

1 会議室等の適用（アリーナの個人利用を除く。）

	利用時間（利用時間）の区分
1	午前9時から午前11時まで
2	午前11時から午後1時まで
3	午後1時30分から午後3時30分まで
4	午後3時30分から午後5時30分まで
5	午後5時30分から午後7時30分まで
6	午後7時30分から午後9時30分まで

2 アリーナの個人利用の適用

	利用時間の区分
1	午前9時から正午まで
2	正午から午後3時まで
3	午後3時から午後6時まで
4	午後6時から午後9時まで

別表第4適用する室、大和市林間学習センターの欄を削る。

別表第5、1 会議室の適用の表中「会議室等」を「大和市生涯学習センターの会議室等」に改め、同表、適用する室の欄を次のように改める。

適用する室
講習室（601）
会議室（602及び610）
会議室（603）
会議室（604、605、606、607及び609）
スタジオ大（301）
スタジオ中（302）
スタジオ小（303）
和室（608）
文化創造室・会議室（612）
調理実習室・会議室（611）

別表第5、2 附属設備及び備品の適用の表中「附属設備」を「大和市生涯学習センターの附属設備」に改め、同表に次のように加える。

3 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの会議室等の適用

室名\区分	適用する室	
会議室1	会議室1	
会議室2	会議室2	
会議室3	会議室3	
会議室4	会議室4	
会議室5	会議室5	
多目的室	会議室6	会議室6
	会議室7	会議室7
	会議室8	会議室8
アリーナ	全面	アリーナ（全面）
	1／2	アリーナ（1／2）
	個人利用	アリーナ（個人利用）

4 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの附属設備及び備品の適用

附属設備及び備品\区分	単位	適用する設備及び備品
貸出設備、備品等	1区画又は各品目の単位	個人用ロッカー、ポータブルPAパック、プロジェクター等

別表第6第1号及び第8号中「大和市生涯学習センター」の次に「及び大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター」を加える。

附 則

この規則は、平成30年8月1日から施行する。